

船橋市社会福祉事業振興資金貸付等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、資金貸付事業（民間社会福祉事業の振興育成の一環として、社会福祉法人及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を営む公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人及びその他市長が認めた法人のうち国庫補助金等の交付の対象となる者（以下「社会福祉法人等」という。）が船橋市内において設置運営する社会福祉施設の整備に必要な資金を低利で融資するために行う資金貸付事業であつて、市長が定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）を行う社会福祉法人船橋市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に資金貸付事業資金（資金貸付事業に必要な資金であつて、市長が社会福祉協議会に貸し付けるものをいう。以下同じ。）を貸し付けること等について必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 資金貸付事業の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(貸付額)

第3条 資金貸付事業資金の貸付額は、市長が別に定める額の範囲内で、資金貸付事業に必要な額とする。

(貸付期間等)

第4条 資金貸付事業資金の貸付期間は、資金貸付事業完了等までとする。

2 社会福祉協議会は、資金貸付事業完了後、市長が別に定める日までに貸付事業資金及び欠損補てん金を全額償還しなければならない。

(貸付利子)

第5条 資金貸付事業資金は、無利子とする。

(欠損補てん金)

第6条 社会福祉協議会は、毎年度、当該年度の償還利子（資金貸付事業に際し、社会福祉協議会が社会福祉法人等から徴する利子をいう。以下同じ。）の合計額に100分の15を乗じた額を欠損補てん金として積み立てなければならない。

2 欠損補てん金は、確実な金融機関において確実な預貯金又は有価証券に換えて保管しなければならない。

3 欠損補てん金を取り崩すときは、第14条第1項の規定により設置する社会福祉事業振興資金貸付事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）の意見を聴き、市長の承認を受けなければならない。

(元金利子等の納付)

第7条 社会福祉協議会は、次に掲げるものを毎年度市に納付しなければならない。

(1) 元金利子(資金貸付事業資金を社会福祉協議会が保管する間に生じる利子をいう。)

(2) 欠損補てん金から生じる利子(欠損補てん金を社会福祉協議会が保管する間に生じる利子をいう。)

(3) 延滞損害金

(貸付けの申請)

第8条 社会福祉協議会は、資金貸付事業資金の貸付けを受けようとするときは、社会福祉事業振興資金貸付申請書(第1号様式)により、市長が定める期日までに申請しなければならない。

(貸付けの可否決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を社会福祉事業振興資金貸付事業資金貸付可否決定通知書(第2号様式)により社会福祉協議会に通知するものとする。

(貸付けの請求)

第10条 社会福祉協議会は、前条の規定により貸付決定の旨の通知を受けたときは、社会福祉事業振興資金貸付事業資金貸付請求書(第3号様式)により市長に請求しなければならない。

(事業資金の貸付け)

第11条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、所定の契約書により社会福祉協議会と契約を締結し、資金貸付事業資金を貸し付けるものとする。

(事業報告)

第12条 社会福祉協議会は、資金貸付事業の運営状況について、毎年度4月から9月分にあつては10月10日までに、10月から3月分にあつては4月10日までに社会福祉事業振興資金貸付状況報告書(第4号様式)により市長に報告しなければならない。

2 社会福祉協議会は、毎年度の年度終了後5月31日までに社会福祉事業振興資金貸付事業報告書(第5号様式)に当該事業の決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(指導監査)

第13条 社会福祉協議会は、資金貸付事業の実施に際し必要な諸規定を定めなければならない。

2 社会福祉協議会は、前項の諸規定を制定し、若しくは改廃し、又は各年度

の収支予算を作成し、若しくは変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 3 市長は、資金貸付事業の運営状況について、随時監査を行い、必要に応じて改善を命じることができる。

(運営委員会)

第14条 社会福祉協議会は、資金貸付事業の運営の適正を期するため、運営委員会を設置しなければならない。

- 2 運営委員会は、学識経験者、船橋市職員及び社会福祉協議会関係者をもって組織するものとする。

(補則)

第15条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第 1 号様式

社会福祉事業振興資金貸付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
名 称

代 表
電話番号

印

船橋市社会福祉事業振興資金貸付等要綱第 8 条の規定により貸付事業資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

金 額	円
添付書類	1 社会福祉事業振興資金貸付事業貸付財源及び貸付計画書 (別紙 1) 2 収入収支予算書

(内訳)

円
円
円

別紙 1

社会福祉事業振興資金貸付事業貸付財源及び貸付計画書

内 訳	本年度貸付資金 計 画 額	本年度貸付 予定件数	本年度貸付予算額
資金貸付事業資金	千円	件	千円
償還元金			
償還利子			
前年度繰越金			
欠損補填金			
合 計			

第 2 号様式

社会福祉事業振興資金貸付事業資金貸付可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで申請のあった社会福祉事業振興資金貸付事業資金貸付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 貸し付けする。
- 2 貸し付けしない。
理由

第 3 号様式

社会福祉事業振興資金貸付事業資金貸付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
名 称

代 表
電話番号

印

資金貸付事業資金の貸付けを受けたいので、下記のとおり請求します。

請求金額 円

貸付決定年月日	年 月 日
決定番号	船橋市地指令第 号

第 4 号様式

社会福祉事業振興資金貸付状況報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
名 称

代 表 ⑩
電話番号

添付書類	1 社会福祉事業振興資金貸付状況(別紙 2－1) 2 社会福祉事業振興資金貸付事業資金貸付可否決定状況 (別紙 2－2)
------	--

社会福祉事業振興資金貸付状況

自 年 月 日
至 年 月 日

内 訳	本年度貸付 資金計画額 A	貸 付 資 金		合 計 D (B + C)	本年度貸付 金計画額	貸 付 金		合 計 G (E + F)	残 額 D－G	備 考
		前期までの 累計 B	今 期 C			前期までの 貸付済額累計 E	今期 貸付済額 F			
資金貸付事業資金										
償還元金										
前年度繰越金										
欠損補てん金										
償還利子 (市納入分)										
遅延損害金										
合 計										

注：添付書類として施設別の償還金一覧表を添付すること。

社会福祉事業振興資金貸付事業資金貸付可否決定状況

年度

自
至年 月 日
年 月 日

番 号	法 人 名	施 設 名 ----- 所 在 地	貸 付 け の 可 否	貸 付 決 定 金 額	備 考
1				円	
2				円	
3				円	
4				円	
5				円	
6				円	
7				円	
8				円	
9				円	
10				円	
今 期 計		(件) 円		(件) 円	
前 期 ま で の 累 計		(件) 円		(件) 円	
今 期 累 計		(件) 円		(件) 円	

第 5 号様式

社会福祉事業振興資金貸付事業報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
名 称

代 表
電話番号

印

添付書類	1 社会福祉事業振興資金貸付事業収支計算書(別紙 3－1) 2 社会福祉事業振興資金貸付事業法人別償還状況調書(別紙 3－2) 3 決算書または決算見込抄本
------	--

[illegible]

社会福祉事業振興資金貸付事業法人別償還状況調書

年度

番 号	法 人 名	施 設 名 所 在 地	貸 付 契 約 日 融 資 実 行 日 償 還 期 間	貸 付 金 額	前年度末償還済額	今 年 度 償 還 済 額		元 金 残 額	遅 延 損 害 金	備 考
						元 金	利 子			
1			年	円	円	円	円	円	円	
2			年	円	円	円	円	円	円	
3			年	円	円	円	円	円	円	
4			年	円	円	円	円	円	円	
5			年	円	円	円	円	円	円	
6			年	円	円	円	円	円	円	
7			年	円	円	円	円	円	円	
8			年	円	円	円	円	円	円	
9			年	円	円	円	円	円	円	
10			年	円	円	円	円	円	円	
11			年	円	円	円	円	円	円	
12			年	円	円	円	円	円	円	
13			年	円	円	円	円	円	円	
14			年	円	円	円	円	円	円	
15			年	円	円	円	円	円	円	